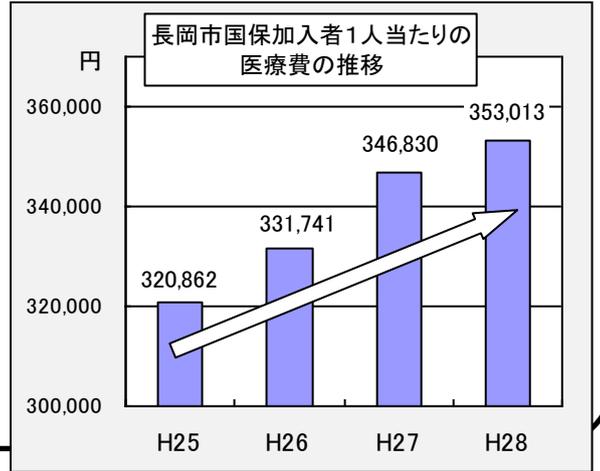


平成29年度 国民健康保険料のお知らせ

国民健康保険は、医療費などの支払いに要する費用をまかなうため、加入者の皆さまから保険料をご負担いただいで運営しています。

国民健康保険は、加入者の皆さまからご負担いただく保険料と国・県などが負担する公費で運営しています。長岡市国民健康保険の財政は非常に厳しく、平成29年度は一般会計から2億円を投入し、皆さまのご負担を抑えようとしたのですが、医療の高度化や国保加入者の高齢化に伴い、医療費が年々増加しているため、保険料率の引き上げが必要となりました。安定した保険給付を行い、安心して医療を受けていただくために、皆さまからのご理解をお願いします。

また、皆さまからも健康と医療費に関心をお持ちいただき、①毎年行う特定健診を受診し病気の早期発見・早期治療を行う、②かかりつけ医・かかりつけ薬局を持ち健康管理を行う、③同じ病気で複数の医療機関を受診しない（重複受診を止める）、④ジェネリック（後発）医薬品を利用するなど、医療費の節約にご協力をお願いします。



平成29年度の保険料率等（年間）

区分		医療給付費分保険料	後期高齢者支援金分保険料	介護納付金分保険料
対象者		国保加入者全員	国保加入者全員	国保加入者のうち40歳～64歳の人
保険料率	所得割額	賦課標準額(前年所得-基礎控除33万円)の 7.61 %	賦課標準額(前年所得-基礎控除33万円)の 2.80 %	賦課標準額(前年所得-基礎控除33万円)の 2.47 %
	均等割額	加入者1人当たり 25,854 円	加入者1人当たり 9,432 円	加入者1人当たり 15,050 円
	平等割額	1世帯当たり 18,718 円	1世帯当たり 6,829 円	/
最高額		54万円	19万円	16万円

国民健康保険料は、加入者の前年中の所得をもとに世帯単位で計算し、所得割、均等割、平等割の合計額が1年間の国民健康保険料となります。

保険料軽減制度の拡充について

世帯の所得が一定金額以下のときは、保険料の均等割額及び平等割額が軽減されています。昨年に続き、平成29年度も軽減対象となる所得基準額が引き上げられ、対象世帯が拡大されます。

該当になる世帯については、納付通知書3ページの【軽減額】の欄に記載がありますので、ご確認ください。